

計画の趣旨

昨年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務制度の廃止や、県の市町に対する関与の見直しなどの制度改革がなされたところであるが、今後は、こうした分権改革の成果を踏まえ、対等・協力の観点から、県と市町の間関係を見直し、発展させていく必要がある。

改正後の地方自治法においては、広域にわたる事務など市町のみでは対応できない行政については広域的な地方公共団体としての県が担うのに対し、地域に関する行政は第一義的には、基礎的な地方公共団体としての市町が担うこととされ、いわゆる「補完性の原則」に沿った役割分担が示されている。

こうした考え方に基づき、今後、住民に身近な事務については、地域の特色を活かした対応や、住民の参画と協働による方針決定と実行など、地域独自の課題解決が図られるよう、住民に身近な地方公共団体である市町で処理することが望ましく、その処理に当たっては、できるかぎり市町の自主性が発揮できるようにしなければならない。

そこで、県としては、今後、市町が住民の意向を反映しつつ、より自主的、主体的な行政運営を行えるよう、「県から市町への権限移譲」や「市町の自主性・主体性の拡大に向けた取り組み」を積極的に進めることが求められており、本計画においては、そのために必要な県としての取り組みの方針と手順を定めるものである。

県から市町への権限移譲

兵庫県では、平成6年5月に「県から市町への事務移譲に係る行動計画」を策定し、事務移譲を進めてきた結果、平成12年4月から施行した事務処理特例条例では571事務を移譲しており、全国的に見ても進んだ状況にある。

このようななか、さらなる権限移譲を進めるための計画のあり方について、県・市長会・町村会の連携組織である県・市町連携推進協議会が県内の全市町にアンケート（平成12年7月実施）を行った結果では、自らの自主的な判断を優先したメニュー方式の計画を希望する市町が多かった。また、平成12年度に設置した県の地方分権推進懇話会の報告においても、市町自身が自主的な判断と選択に基づき県に対し移譲すべき権限を申し出ることを原則とするよう提言されたところである。

そこで、本計画においては、法令による県と市町の役割分担や、県独自にこれまで進めてきた権限移譲の実績なども踏まえ、市町が自主的な判断により、移譲希望を申し出ることができるよう、あらかじめ移譲検討項目を提示するメニュー方式を採用するとともに、市町の申し出に基づき権限移譲を進めていくに当たっての手続きや、県としての支援措置等を明らかにすることとした。

県は、こうした各市町の意向を十分に聴取しつつ、地方分権に向けた各市町の主体的な取り組みを支援する形で権限移譲を推進していく。

1 権限移譲に係る基本的考え方

(1) 市町の自主性の尊重

権限移譲を市町行政の充実等につなげていくためには、まず、市町自身が、我が市町の将来像を住民と一緒に考え、そのために必要な権限の移譲を県に対し申し出ることを原則とし、県はそのような市町の自主性を尊重して権限移譲を推進する。

(2) 市町の行財政能力に応じた権限移譲と市町行政体制の整備

専門性や広域的な調整が必要なため、県の権限とされている事務についても、市町の行財政能力の充実度に応じて権限移譲を推進する。

また、現行の市町の行財政能力では権限移譲を受け入れられない場合には、例えば、広域連合の活用など、市町の行政体制の整備も含め検討する。

2 移譲検討項目と対象市町

地域の特色を活かした対応や、住民の参画と協働による方針決定と実行など、地域独自の課題解決が求められる住民に身近な事務については、基本的に基礎的地方公共団体である市町で処理することが望ましく、特に、住民サービスの向上や市町行政の充実につながる事務・権限については、効率性にも配慮しつつ、積極的に市町に移譲する方向で検討する。

(1) 市町が処理すべき事務のメルクマール

保健・福祉、まちづくりなど住民生活に身近な行政に関する権限で、市町に移譲することにより、住民サービスの向上や市町行政の充実につながるかどうかをメルクマールとして、移譲項目を検討する。

ア 住民のサービスの向上につながる権限

権限を移すことで、住民の住所地に近い市町で手続きができるようになり、住民の負担の軽減が期待できるもの

住民に身近な市町で処理することにより、県への文書送付等の時間削減や、実態把握のための時間短縮等が図られ、事務全体の処理に要する時間が短縮されるもの

イ 市町行政の充実につながる権限

これまで市町が持っていた権限と併せて活用することで、市町の総合的な行政の展開が可能となるもの

地域の実情を熟知している市町で処理することにより、地域の実態に則した的確な対応が可能となるもの

(2) 移譲項目選定にあたっての留意点

ア 包括的な権限移譲への配慮

市町行政の充実を図るためには、できる限り包括的な権限の移譲に配慮する必要があるが、その際の包括性については次のような2つの側面がある。

基準設定から受理、審査、許可に至る一連の事務について、機械的な事務処理の部分だけでなく、基準の設定や審査の判断を含めて全体を移譲することにより、市町の裁量範囲を可能な限り広げていく。

同じ権限であっても規模等の区分により、県と市町が対象を分けて事務を処理している場合、住民等からみて、その権限の所在が分かりにくいなどの不便があるため、可能な限り市町が一括して事務を処理できるよう対象による区別を少なくする。

イ 効率性への配慮

県が処理していた事務を市町で分散的に処理することにより、かえって県全体としての効率が悪くなる場合もある。その場合、分散処理により非効率になるコストと、権限移譲による住民サービスの向上や市町行政の充実といったメリットを比較考量のうえ、総合的に判断していく必要がある。

(3) 移譲対象市町の検討に当たっての考え方

権限移譲の対象市町の検討に当たって、より住民に分かりやすく、効果的、効率的な行政を推進する観点から、できる限り同一規模又は同地域の市町に対し、一律に移譲する方向で関係市町と協議・調整する必要がある。

特に、住民サービスの向上や市町行政の充実につながり、かつ、対象市町の多数

が移譲を引き受ける意向を示している項目については、原則として、規模、地域等
 できる限り客観的な基準により対象市町を定め一律に移譲するものとする。

ただし、このような調整をしても対象市町間に意見の相違がある場合に、同意市
 町のみを対象に移譲するかどうかについては、住民サービスの向上や市町行政の充
 実の観点からの権限移譲の必要性等と、反対市町の意向や県としての事務処理の効
 率性等を総合的に勘案して判断する。

(4) 移譲検討項目の提示（資料１）

県・市町連携推進協議会による全市町へのアンケート結果における市町の意向
 や、権限移譲に当たっての問題点等を踏まえ、「移譲を前提として検討していくも
 の」「移譲に向け市町間の意見調整を行うもの」「今後の課題として検討するもの」
 に３分類して移譲検討項目を提示する。

ア 今後、移譲を前提として検討していくもの

移譲項目の選定に係るメルクマールに合致するとともに、対象市町の多くが移
 譲を希望する項目については、平成１４年度（特別の理由がある場合は１５年度
 以降）に移譲する方向で検討する。

項目一覧（１０項目）

| | 法律名 | 項目 | 対象市町 |
|---|------------------------------|---|---------------|
| 1 | 母子及び寡婦福祉法 | 公共的施設への売店等設置の協議等 | 全市町 |
| 2 | 主要食糧の需給及び 価格の安定に関する 法律 | 米穀小売業の登録等に係る事務 | 全市町 |
| 3 | 兵庫県文化財保護条 例 | 県指定文化財の軽微な現状変更（史 跡、名勝、天然記念物） | 全市 |
| 4 | 農地法・農業振興地 域の整備に関する法 律 | 農地転用、農地の権利移動等に係る 許可等 | 政令市から順 次拡大 |
| 5 | 農地法・農業振興地 域の整備に関する法 律 | 農地の違反転用に係る処分等 | 政令市から順 次拡大 |
| 6 | P R T R 法 | 特定化学物質の環境への排出量の把 握等及び管理の改善の促進に関する 法律に基づく化学物質の排出量及び 移動量の事業者からの届出受理等 | 政令市 |
| 7 | 河川法 | 二級河川の管理 | 政令市 |

| | 法律名 | 項目 | 対象市町 |
|----|---------|--|-------------|
| 8 | 消防法 | 危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の許可等に関する事務 | 消防本部未設置の町 |
| 9 | 漁港法 | 水産業協同組合が漁港修築事業を施行するために必要な他人の土地等への立入り等を行う許可 | 神戸、明石、家島、北淡 |
| 10 | 都市緑地保全法 | 緑地保全地区内における建築許可等の事務 | 西宮市、芦屋市、宝塚市 |

イ 今後、移譲に向け市町との意見調整を行うもの

対象市町のうち一定程度の市町が移譲を希望する項目等については、平成13年度において、詳細な条件を提示して再度市町への意向調査を行い、その結果を踏まえて、市町間の意見調整を行う。

項目一覧（8項目）

| | 法律名 | 項目 | 対象市町 |
|---|-----------------------|--|-----------|
| 1 | 学校教育法、私立学校法 | 私立幼稚園の設置廃止等の認可等 | 全市町 |
| 2 | 中小企業団体の組織に関する法律 | 協業組合の設立認可等（商工組合を除く。） | 全市町 |
| 3 | 中小企業等協同組合法 | 事業協同組合等の設立認可等 | 全市町 |
| 4 | 老人福祉法 | 有料老人ホームの設置届の受理等 | 中核市 |
| 5 | 母体保護法 | 受胎調節実地指導員の申請等 | 保健所政令市 |
| 6 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく登録業者に対する立入検査等 | 保健所政令市 |
| 7 | 公有地の拡大の推進に関する法律 | 土地を譲渡しようとする場合の届出の受理等 | 特例市相当市 |
| 8 | 土地区画整理法 | 土地区画整理事業の認可等事務の移譲対象面積の拡大 | 人口10万以上の市 |

ウ 今後の課題として検討するもの

市町から権限移譲の要望があるものの、現状では、権限移譲に当たって解決すべき課題がある項目で、今後、市町の意向等を踏まえつつ、広域調整の仕組みなど課題解決の手法、さらには、一部の事務・権限の移譲や、暫定的な措置としての市町の意見反映の仕組みなどについて検討していく。

項目一覧（17項目）

| | 法律名 | 項目 | 対象市町 |
|----|-------------------------------|-------------------------------|---------|
| 1 | 身体障害者福祉法 | 身体障害者相談員の委嘱 | 全市町 |
| 2 | 知的障害者福祉法 | 知的障害者相談員の委嘱 | 全市町 |
| 3 | 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 | 狩猟又は鳥獣保護に係りのある場所への立入検査 | 全市町 |
| 4 | 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 | シカの有害鳥獣捕獲許可 | 全市町 |
| 5 | 地方自治法 | 財産区における知事の同意権 | 全市町 |
| 6 | 公立義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 | 公立小・中学校の教職員定数について加配措置を行う学校の指定 | 全市町 |
| 7 | 学校教育法 | 高等学校の設置等に係る監督庁の認可 | 全市町 |
| 8 | 民生委員法 | 民生委員の委嘱 | 全市 |
| 9 | 高圧ガス保安法 | 高圧ガスに関する規制事務 | 政令市 |
| 10 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 液化石油ガス販売事業の登録、貯蔵施設に係る命令等 | 政令市 |
| 11 | 火薬類取締法 | 火薬類消費の許可等 | 政令市 |
| 12 | 自衛隊法 | 防衛庁長官への自衛隊の災害派遣要請の権限 | 政令市、中核市 |
| 13 | 薬事法 | 薬局開設の許可等及び休廃止届出受理並びに処分 | 政令市、中核市 |
| 14 | 道路法 | 指定区間外国道及び県道の管理 | 中核市 |
| 15 | 医療法 | 病院の開設・変更等の許可 | 保健所政令市 |
| 16 | 医療法 | 市域内で完結する医療法人の設立等の認可等 | 保健所政令市 |
| 17 | 中小小売商業振興法 | 商店街整備計画の認定等 | 特例市相当市 |

(5) 個別法に基づく権限移譲（資料２）

個別法に基づく権限移譲には、建築基準法など複数の法律による権限を一括して移譲する制度や、計量法など個別法による権限のみを移譲する制度があるが、住民サービスの向上や市町行政の充実を図るため、これらの制度についても、関係市町により積極的に活用されることが望ましい。

市町がこれらの制度を活用し権限を拡充する場合、その経費については基準財政需要額に算入され、国が措置することとなるが、市町が権限移譲を受け、事務を処理する際に、新たな施設の設置などの初期投資や、専門的人材の確保が必要になる場合がある。

このため、県としては、市町からの申出に基づく個別法による権限移譲を積極的に推進するため、必要に応じて、経過措置としての人的・財政的支援等を検討していく。

また、個別法に基づく権限移譲に併せて、市町の受け入れ体制等を考慮しつつ、関連する権限の県独自の移譲を推進する。

ア 特定行政庁（建築主事設置市町）となることによるもの

すべての市町において、建築基準法に基づき、建築主事を設置することにより特定行政庁に移行することができ、建築基準法の権限が移譲される。

特定行政庁については、受入れ体制を勘案しつつ、市町の意向に応じて、都市計画法に基づく開発許可などまちづくりに関する権限を県独自に移譲する。

イ 保健所政令市となることによるもの

国の指針によれば、人口30万人以上の市は、保健所政令市への移行を検討することとされており、申出に基づいて政令で指定された市については、感染症予防法や食品衛生法等の権限が移譲される。

保健所政令市については、受入れ体制を勘案しつつ、市町の意向に応じて、診療所の開設届の受理等など保健・衛生に関する権限を県独自に移譲する。

ウ 福祉事務所設置町となることによるもの

社会福祉法によれば、町においても単独若しくは一部事務組合により福祉事務所を設置することができることとなっており、福祉事務所を設置した町には、生活保護法等の権限が移譲される。

エ 計量法などその他の個別法による権限移譲制度

計量法や環境関係の法律などにおいては、政令により一定の権限を移譲する制度がある。

(6) その他市町の自主的申出に基づく権限移譲

(4)及び(5)で提示している以外の項目についても、市町から権限移譲についての自主的な申し出があった場合には、提示した項目と同様の手続で、検討を進める。

3 県と市町の協議等の進め方

(1) 市町との協議・調整機関

市町からの申し出に基づく県と市町の協議を円滑に進めるためには、具体的な移譲項目の範囲、移譲対象市町候補、必要とする財源措置、その他の支援等について、県と個別の市町との協議に先立って、県と市町の連携組織によって一定の方向を出し、県及び個別の市町はその結果をできる限り尊重して協議を進めていく仕組みが必要である。

現在、県と市町の望ましい連携関係を確立するために具体的な課題を検討・協議するための常設機関として、平成7年に県・市長会・町村会の三者により県・市町連携推進協議会が設置され、県から市町への権限移譲についても一定の取り組みがなされていることから、当該協議会の構成や所掌事務などについて必要な見直しを行ったうえで、権限移譲に係る県と市町の協議・調整機関として位置づける。

(2) 県と市町の協議・調整手続き

権限移譲の流れとしては、まず、県・市町連携推進協議会が中心となって、市町に対する意見照会の結果等を踏まえ、県及び市町間の意見を調整し、具体的な移譲項目の範囲、移譲対象市町等を協議し、一定の方向性を示すこととする。

ただし、県・市町連携推進協議会の協議結果は、個別の市町を拘束するものではなく、事務処理特例条例の制定にあたっては、県・市町連携推進協議会による協議結果等を踏まえ、県と各市町が個別に協議し、県は、市町の自主性を尊重しながら、個別の市町ごとに移譲についての同意を得ることとする。

その基本的な手続きの概略は、以下のとおりである。

県から市町への権限移譲を希望する市町は、「県・市町連携推進協議会」に対して、具体の権限移譲項目、必要とする財源措置、その他の支援を申し出る。

申し出の期間は、原則として移譲希望年度の前々年度内とする。

「県・市町連携推進協議会」は、事務の内容や他府県の状況等を勘案し、当該移譲項目を処理する能力があると考えられる規模の市町に対し、当該項目の権限移譲についての意向、必要とする支援等を調査したうえで、移譲対象市町候補、必要とする財源措置、その他の支援等を取りまとめ、県に報告する。

県は、申し出のあった事務について、内容、時期、財源措置、人的支援等の検討を行い、「県・市町連携推進協議会」を通じて、該当市町に対して移譲の可否、条件等を速やかに回答する。

「県・市町連携推進協議会」は、必要と認める場合、県担当部局と関係市町間の協議の場を設定するなど、権限移譲に関する条件や対象市町などについて協議会としての一定の方向を出すための協議を進める。

協議会における協議結果は各市町を拘束するものではないが、県及び各市町は協議会の結論を尊重しながら、事務処理特例条例の制定に向けて協議を行い、県

と市町の間で、協議の整った権限移譲項目については、原則として、11月県議会において事務処理特例条例を改正して項目追加のうえ、次年度から権限を移譲する。

4 財源や人材面の支援措置

(1) 財源措置

権限移譲に係る財源措置については、手数料等で賄うもののほか、これまでも個々の移譲事務ごとに、処理所要時間と処理件数によって積算した人件費に、旅費、需用費、役務費等を加え、必要額を積算した完全積算方式に基づく市町交付金により対応してきたが、今後もこの方式を継続する。

新たな権限移譲に当たっては、財源に関する情報が市町の受託の判断に必要不可欠であるため、県と市町で協議を行う際には、処理件数の見込み、処理所要時間等を明らかにするとともに、移譲後においても、市町意見を反映した財源措置等の見直しの仕組みを工夫するなど、事務ごとの処理所要時間や人件費等の単価の算定にあたって、できるかぎり市町の意見を反映していく。

(2) 人的支援措置

移譲する事務によっては、事務の執行に際し、専門的知識や技術などが必要となるため、市町の受け入れ体制整備を支援し、円滑な権限移譲を図る。

ア 権限移譲に係る実務研修会の開催やマニュアルの作成

県は、必要に応じ、市町の担当者の専門的知識の修得のための実務研修会の開催や、関係資料等をまとめた事務処理マニュアルの作成などを行う。

イ 相談体制の充実

市町が権限移譲に関する相談、照会等を行いやすいよう、市町に対する相談体制を充実し、関係資料などの情報提供や、条例・規則等の規定整備が必要な場合の政策法務に関する助言等を行う。

ウ 人事交流

権限移譲に伴い市町において専門人材の育成や確保が必要となる場合には、市町の要請に応じて、期間等を検討のうえ、市町職員の受け入れや県職員の派遣を行う。

(3) 市町の行政体制充実のための人材の確保・開発

市町へ権限移譲を行うに際して、最も大きな問題として指摘されるのが、専門的人材の確保や市町職員の能力向上といった人材の確保・開発である。今後の市町行政においては、採用に係る求職者への情報提供、研修体制の整備や民間等との人事交流など、採用から職場研修・集合研修に至るまで一貫した人材の確保・育成のた

めのシステムを構築することが必要であるが、単独の市町では、的確な対応が困難な場合も想定される。

これらの現状を踏まえ、分権時代に求められる政策形成能力、説明責任能力、高度専門知識、幅広い視野等を持った人材の確保・開発に向けて、採用情報の共同発信、専門技術職員の人材バンクなどの人材確保のためのシステムや、福祉、建築など各専門分野における市町職員の職務能力の向上を図るための分野別の研修、体系的な階層別研修などによる人材開発システムの充実などの具体的な方策を、市町と連携して積極的に研究・推進していく。

市町の自主性、主体性の拡大に向けた取り組み

住民に身近な事務については、できる限り基礎的な地方公共団体としての市町に移譲することはもちろん、その処理に当たっても、より市町の自主性、主体性が発揮できるよう配慮していく必要がある。

このため、権限の移譲に加えて、県単補助金の整理合理化等や県行政への市町意見の反映の拡充など、市町の自主性・主体性を拡大する取り組みを進めていく。

1 県単補助金の整理合理化等

(1) 考え方

県は広域的な地方公共団体として、基礎的地方公共団体としての市町と協力・連携しながら、県の政策目的に従った施策の誘導や、先導的事業の拡大等を促進するため、県単補助金を市町に対して支出しているが、一方で、県単補助金については、補助条件の設定や報告義務などを通じて、県が市町に対し一定の関与を行っている側面がある。

このため、今後は、県単補助金についても、県と市町の役割分担を踏まえ、市町の自主性を尊重する観点から、市町事業に対する関与を緩和する方向で、補助金の整理合理化や手続きの簡素化を進めていく。

ア 整理合理化

社会経済情勢等の変化に伴い補助条件が現状に合わなくなっているもの、過度に補助対象事業が限定されていたり、補助条件が細部にわたり設定されているもの、さらには、既に市町の事務として定着している補助金や地域の実情に応じて市町が創意工夫をして実施した方が効果的なものについては、地域特性や市町の創意工夫が反映されるよう、交付金化、統合・メニュー化、補助条件の緩和・弾力化など補助金の整理合理化を図る。

イ 手続きの簡素化

事前協議の必要性、申請からの交付決定までの期間、申請方式、添付書類の内容、現地調査の必要性、報告・認定回数などを検討のうえ、補助金の交付手続を簡素合理化し、市町負担の軽減を図る。

特に、県民局の再編に併せて、本庁権限の地方機関への移譲や、県民局の調整機能の拡充が図られることを機に、出先機関と本庁の二重のヒアリングの見直しや、申請から交付決定までの期間の短縮等手続きの簡素化を図る。

(2) 見直し方向と実施予定年度

平成13年度に次の見直しを行う方向で検討し、市町に周知したうえで、14年度（特別の理由がある場合は15年度）から改善を図る。

| 項 目 | 見直しの方向 |
|-----------------------------|-------------|
| 青少年補導センター補助 | 交付金化 |
| 民生委員・児童委員活動費用弁償費補助 | 交付金化 |
| 福祉コミュニティづくり推進事業 | 補助条件の緩和・弾力化 |
| 県単松食い虫被害対策緊急助成 | 補助条件の緩和・弾力化 |
| 在宅老人介護手当支給事業 | 報告・認定回数 |
| 身体障害者生活ホーム運営費補助 | 申請方式 |
| 心身障害者小規模通所援護事業 | 申請方式 |
| 心身障害者（児）介護手当支給事業 | 申請方式 |
| 知的障害者地域生活支援事業 | 申請方式 |
| 知的障害者自立生活訓練事業 | 申請方式 |
| 保育所3歳未満児受け入れ対策事業 | 事前協議・添付書類 |
| 小規模延長保育事業 | 事前協議・添付書類 |
| 民生協力委員設置等補助事業 | 地方機関への委譲 |
| 農村地域農政総合推進事業 （認定農業者規模拡大） | 添付書類 |
| 棚田保全緊急対策事業 | 期間短縮・添付書類 |
| ひょうご豊かな水田営農推進事業 | 期間短縮・添付書類 |
| 田園景観整備推進事業 | 期間短縮・添付書類 |
| ひょうごっ子コメづくり体験事業 | 期間短縮・添付書類 |
| ひょうごの花き生産・流通近代化事業 | 添付書類 |
| 野菜産地育成推進事業 | 添付書類 |
| 乳用後継牛確保対策事業 | 添付書類・報告内容 |
| 林道整備事業特別助成 | 添付書類 |
| 県単治山事業助成 | 添付書類 |
| 県単漁港修築事業 | 添付書類 |
| 福祉のまちづくり重点地区民間施設改修 費補助事業 | 添付書類 |
| 緑豊かな地域環境づくり支援事業 | 期間短縮 |
| 障害児の自然体験活動推進事業 | 地方機関への委譲 |
| 人権教育振興事業開設費補助 | 期間短縮 |
| 自然学校推進費補助 | 地方機関への委譲 |
| トライやるウィーク | 地方機関への委譲 |

2 県行政への市町意見の反映の拡充

(1) 考え方

ア 県が策定する行政計画や公共事業の箇所づけなどの意思決定、さらには、私人や企業等からの申請に対する許認可等を県が行う場合においても、その結果が市町行政に大きな影響を及ぼすものについては、市町の意見が十分に反映される必要がある。このため、現状において、市町意見の反映の仕組みがないものや、不十分なものについては、できる限り早い段階での市町への情報提供や、市町との協議・調整を行うなど、市町意見の反映の拡充を検討していく。

イ 特に、市町から権限移譲について申し出があるにも関わらず、法令の制限や行政体制の未整備等の理由により、協議が整わない項目については、経過的な措置として、より市町の意向を反映した運用など、市町の自主性、主体性の拡大に向けた改善措置を検討していく。

(2) 拡充方向

平成13年度から次の方向で市町意見の反映の拡充を図る。

| 項目 | 拡充の方向 | 根拠法令等 |
|-------------------------------|--|-----------------------------------|
| 兵庫県総合水資源計画の策定 | 計画策定にあたっての市町意見照会 | |
| 特定鳥獣保護管理計画 | 計画策定にあたっての市町意見照会 | 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 |
| 兵庫県廃棄物処理計画の策定 | ブロックごとの市町説明会、個別ヒアリング等の実施による市町意見聴取 | 改正廃棄物処理法(H13.4 施行) |
| 有料老人ホームの設置届受理 | 介護保険財政への影響を踏まえた市町意見を求めるよう改定 | 兵庫県有料老人ホーム設置運営指針 |
| 通所介護等施設に係る都市計画法の適用除外手続き(町対象) | 民間事業者による通所介護施設等の都市計画法の適用除外の証明について、より町意見を反映できるようヒアリングを実施するなど事務手続きの流れを改正 | 通所介護等の用に供する施設に係る都市計画法の適用除外に係る実施要項 |
| 都市計画における開発行為を許容する区域等の指定 | 市町の主体的な区域や建築物の指定に基づいて県が告示 | 改正都市計画法(H13.5 施行) |
| 県立高等学校教育改革実施計画策定 | 市町関係者等への説明、意見聴取の場の設定 | |
| 公立小・中学校の教職員定数について加配措置を行う学校の指定 | 学校の教職員の配置方針、計画等を聴取して実施 | 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律 |

3 その他の取り組み

(1) 市町からの申請に対する許認可等による関与の見直しの検討

改正地方自治法による関与に関する手続きルールとして、県の機関は、市町からの法令に基づく申請、協議があった場合に、許可、認可、承認、同意等について、法令に基づいて判断するために必要な基準を定め、公表しなければならないと規定されたところである。

これに基づき、兵庫県においても今年度から、許認可等の基準及び標準処理期間を定め、公表しているが、今後も、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、こうした許認可等の基準や標準処理期間を随時見直し、許認可等の要件の明確化や、市町の裁量範囲の拡大など、市町の自主性、主体性をより拡大する方向で適切に運用していく。

(2) 県民局の再編による現地解決型行政の推進

県は、より県民に身近なレベルで総合的な県政を推進し、現地解決型行政を展開するため、管内の区域を所管区域とする地方機関を統合再編して県民局を総合事務所化し、県民局の所管区域を見直して10県民局体制とすることとしている。

このようななか、健康・福祉・産業・農林水産・まちづくりなどの権限を本庁から地方機関へ移譲するとともに、地域政策懇話会などの新しい枠組みを活用し、市町との十分な協議・調整のもとに、緊密な連携を図るなど、現地解決型行政の充実により住民サービスの向上につなげていく。

(3) 市町事務の県への委託

県と市町の新しい関係に基づいて、県から市町への権限移譲だけを考えるのではなく、処理件数が少なく、市町で処理することが効率的でない事務については、市町から県に事務を委託するなどの方法により、県で集約して事務を処理することも考えられるので、今後、市町からの具体的な要請を受けて、県と市町が協議・検討していく。

4 市町からの自主性、主体性の拡大に向けた提案

県と市町の新しい関係を構築するためには、県行政への市町意見反映の拡充など、市町の自主性、主体性の拡大に向けた取り組みを継続して進めていくことが必要であるので、今後はこれらの問題についても、市町からの申し出を踏まえ、県と市町が対等・協力の関係で協議していくことが不可欠である。

この場合にも、市町からの提案窓口は、県・市町連携推進協議会とし、市町から申し出があった際には、県は庁内関係部局と調整のうえ、県・市町連携推進協議会の場において、市長会や町村会とともに様々な角度から対応策を検討し、改善措置を講じていく。

